

機関名

釧路市療育センター

概要

乳幼児期の児童を主体に、心身の発達に遅れ又は障害のある児童とその家族が、地域で安心して相談支援及び療育を受けられることを目的として、療育センター内に総合相談窓口的な機能を持つ「子ども発達相談室」、知的障害児通園施設「こばと学園」、肢体不自由児通園施設「わかば整肢園」があり、それぞれの施設、スタッフが連携を図りながら相談支援、療育を体系的に行っている機関

サービス内容

- ・心身の発達に何らかの遅れや障害、又はその疑いのある乳幼児、児童への相談、個別や集団による指導
- ・幼稚園、保育園、学校等への訪問、ケース会議の開催や連携
- ・児童に関わる関係機関との連絡調整
- ・療育関係者への研修会の開催
- ・児童精神科医師による医療相談会の開催

スタッフ

- ・相談員、指導員、保健師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語指導員、言語聴覚士、保育士

対象

- ・対象となる障害種別：障害全般
- ・年齢：0歳から18歳未満まで（主に就学前の児童が中心）
- ・対象地域等：釧路市、釧路町、鶴居村

所在地・連絡先

- ・釧路市療育センター（こばと学園）：釧路市桜ヶ岡3 - 11 - 17
0154 - 91 - 1791 URL ku152001@city.kushiro.hokkaido.jp
- ・わかば整肢園：釧路市桜ヶ岡3 - 11 - 17
0154 - 91 - 5131 URL ku152004@city.kushiro.hokkaido.jp
- ・子ども発達相談室：釧路市川上町8 - 8 旭小学校内
0154 - 24 - 8995 URL kodomo-sodan.kushiro@themis.ocn.ne.jp

相談の種類

- ・来所相談、電話相談、訪問相談

相談の申込み

- ・電話で相談内容を聞いて、内容に応じた専門スタッフが個別に面接を実施
- ・運動発達面での相談：わかば整肢園
- ・ことばや発達全般の遅れ等：子ども発達相談室
- ・相談時間：（月曜日～金曜日）9：00～17：00

相談費用

- ・無料